

どう変わる！？相続税改正！ 「新事業承継対策セミナー」

平成30年度税制改正では、「**自社株納税猶予の特例**」が創設されます。この制度は平成39年12月までの時限立法であり、特例承継計画を提出する等の事前準備が必要となる一方で大幅な要件緩和によって非常に利用しやすくなります。

御参加いただき、貴社の事業承継にお役立てば幸いです。

日時：平成30年8月9日(木)

第1部：セミナー 13時30分～14時40分

「近年の相続税・贈与税の改正ポイント」

第2部：セミナー 14時50分～16時00分

「事業承継税制の改正ポイント」

第3部：個別相談会 16時00分～16時30分

講師 相続税事業部

税理士 山崎 智之

税理士 小林 政則

場所：広島市西区庚午中2丁目11番1号

弊社事務所3F研修室 ※駐車場完備

資料代 1,000円

税理士法人長谷川会計グループ



顧客第一主義の精神をモットーに
激変する環境下での経営者の意思決定をご支援いたします。

- お客様に信頼いただいて実績40年
- 相続税、資産税の専門チームを持ち、相続税のご申告はもちろん、相続シミュレーションまでの確にサポートいたします
- 税理士業務だけでなく、社会保険労務士業務、行政書士業務等の多種多様なご相談にお応えするワンストップサービス事務所

税理士法人長谷川会計 行 FAXでお申し込みの場合 082-272-2300

貴社名		TEL	
ご住所		FAX	

◆ご記入頂いた個人情報につきましては厳重管理し、上記以外の目的での流用や第三者への開示は一切致しません。

お問い合わせ先

税理士法人長谷川会計

担当：岡村

〒733-0822 広島市西区庚午中二丁目11番1号 TEL. 082-272-5868

<http://hasegawakaikei.com/>